

# いじめ防止基本方針

七尾学園益田東高等学校

## <基本的な考え方>

いじめは、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないよう努めることが必要である。』と補足されている。

本校では、法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。さらに、本人が否定した場合でも、本人や周辺の状況等を客観的に確認した結果、いじめととらえる場合もあることとする。

### ◆以下のような行為は原則として「いじめ」とみなす。

冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる等 仲間はずれ・集団による無視 故意にぶつかられる・叩かれる・蹴られる等 金品を要求される・たかられる 金品を隠される・盗まれる・壊される・捨てられる等 悪質性のある行為 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする パソコンやスマートフォン・携帯電話の SNS 上等での誹謗中傷等(画像等の個人情報流出も含む)
---

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

本校は、上記理念にのっとり、在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

本基本的な方針(以下「学校の基本方針」という。)は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第 13 条 1 項の規程に基づき、いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1.いじめ防止基本方針の策定等

### [1]いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1)いじめの防止
- (2)いじめの早期発見
- (3)いじめへの対処
- (4)学校の基本方針の評価

### [2]いじめ対策組織

(趣旨)

本校では、生徒指導委員会(以下「委員会」という。)が学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

(構成)

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、教務部長、学年主任  
[必要に応じ、担任、教科担当、養護教諭、部活顧問を含める]

(設置期間)

委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。

いじめの相談、通報の窓口に関すること。

いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有に関すること。

その他いじめの防止等に関すること。

## 2.いじめの防止

いじめの防止には、「道徳」・「情操」・「コミュニケーション」の三つの観点から、生徒・保護者・教職員に啓発活動をしていく必要がある。

### [1]いじめの防止等への啓発活動

「いじめとは何か」・「どのようにいじめは起きるか」に対する生徒・保護者・教職員の理解を深めるための啓発活動を行う。

### [2]道徳教育及び体験授業の充実

生徒に対して以下の三種の型の体験授業を通じて「いじめをしない」・「いじめを許さない」力を養成する。

### [3]教職員の資質向上に係る研修

生徒指導委員会の主導により、毎年様々な観点からのいじめ防止に関する校内研修(新任研修・ブラッシュアップ研修・全教員対象研修)を行う。また、校外研修に積極的に参加する。

### 3.いじめの早期発見

いじめの事態の深刻化を防ぐために、早期発見し、適切な対応をすることを目指す。

#### [1]相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、以下のような相談体制を整備する。

担任・副担任(学年部)は常に生徒の日常的な言動を観察し、わずかな変化も見逃さないように心がけ、情報交換を怠らず、いじめの可能性がわずかでも疑われた場合には、速やかにチーム対応する準備を整えておく。また、どんなことでも教員に相談ができるような信頼関係の構築、声かけにつとめる。

部活動担当者は部内での人間関係、部員の言動を常に観察し、いじめの可能性が疑われた場合には各関係機関との連携体制を取る。また、どんなことでも教員に相談ができるような信頼関係の構築、声かけにつとめる。

養護教諭は、保健室は身体の不調のみならず、身心の相談の窓口であることを生徒に周知させるとともに、訪れた生徒の状態からいじめの被害に遭っていないかどうかを観察し、その可能性が疑われる際には速やかに担任・学年部に報告をし、連携体制を取る。

生徒指導部は各学年の相談窓口機関であることを生徒・保護者に周知させるとともに、学年を越えた連絡機関として機能しなければならない。登下校時の指導・及び日常的な巡回などにおいていじめと疑われる事例を発見した際には当該生徒への声かけと共に速やかに生徒指導部長に報告し、各関係機関との連携をはかる。

#### [2]定期的な調査その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

#### [3]保護者との密な連絡

学校は、保護者全体がいじめを早期発見して根絶する姿勢を涵養すると共に、学校に情報提供や相談ができる信頼関係を構築するべく努める。

#### [4]いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

本校に在籍する生徒がいじめを受けていると把握したときは、生活指導部・学年会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置に着手する。

### 4.いじめへの対処

#### [1]事実の有無の確認を行うための措置等

##### (1)事実の有無の確認を行うための措置

聴き取り調査等により、事実の有無の確認を行うための措置(以下、調査という。)を行う。

##### (2)学校長への報告

調査結果について、学校長に報告する。

#### [2]いじめがあったことが確認された事案への措置

##### (1)いじめを受けた生徒等への対応

いじめをやめさせ、その再発を防止し、いじめを受けた生徒の立ち直りを支援する。速やかにその保護者と連絡を取り、家庭での様子と学校での様子を密に情報交換しながら、対象生徒への精神的なケアを第一として、家庭と協力体制を構築して事態に臨む。

いじめを受けた生徒に対しては、「あなたは悪くないこと・みんなが味方であること」を徹底して伝えていき、自己肯定能力を取り戻させることにつとめる。「いじめを受けた側にも問題がある」という考えは、徹底的に排除しなければならない。

必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

## (2)いじめを行った生徒等への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導とその保護者への助言を行う。該当生徒に対する指導は学年部を中心としたチーム対応で行う。学校長は、いじめの内容によって一定の懲戒(謹慎又は停学等の処置)を施し、その間に当該生徒の抱える問題解決に向けて必要と思われる指導を行う。

## (3)保護者間での情報の共有等

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないようにいじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

## (4)いじめの通報者への対応

いじめに関する情報の提供者・通報者である生徒がそのことで、新たないじめや不当な取り扱いを受けないよう、情報提供者の氏名等は厳密に秘匿し、その安全を確保するように努める。

## (5)警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

## (6)いじめの起きたクラス・学年への対応

いじめが起きたクラス・学年では、再発防止と生徒たちの精神的な打撃や心のケアのために、HR・学年集会・保護者会などの必要な措置を講じる。

## [3]重大事態への対処

重大事態とは学校長が次のような事態を認めた場合を言う。

- |  |
|--|
| (1)いじめにより生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。<br>(2)いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが生じているとき。<br>(3)重大事態調査委員会の設置 |
|--|

### (趣旨)

重大事態が生じた場合、その対処及び、事後同様の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会(以下「調査委員会」という。)を、学校に設置する。

### (構成)

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、教務部長、学年主任  
[必要に応じ、担任、教科担当、養護教諭、部活顧問を含める]

### (設置期間)

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

### (所掌事項)

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

## (4)いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

## (5)関係機関への報告等

重大事態が発生したとき及びその調査結果については、県総務課、私中高連にその旨を報告する。重大事態への対処について、必要に応じて、県総務課・私中高連と連携、協力して対応を行う。

(附則)1, いじめ防止基本方針の改定は職員会議の議決による。

2, この方針は一部を改正し、令和6年4月1日より施行する。